

免除制度をご存じですか？



国民年金は世代と世代が助け合う制度です。経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により免除や猶予することができます。免除制度があります。

免除・猶予の種類

種類	保険料納付額	納付と免除	老齢基礎年金額
全額納付	14,410円	全額納付	満額を受給
全額免除	0円	全額免除	3分の1を受給
4分の3免除	3,600円	4分の1納付 4分の3免除	半額を受給
半額免除	7,210円	半額納付 半額免除	3分の2を受給
4分の1免除	10,810円	4分の3納付 4分の1免除	6分の5を受給
納付猶予	0円	納付なし	受給に反映しない

全額免除制度
 保険料が全額免除されま
 す。免除を承認された期間は、
 年金を受給するための受給資
 格期間に算入されませんが、老
 齢基礎年金は20歳から60歳ま
 での40年間加入します。所得
 の減少や失業などで経済的に
 保険料の納付が困難な場合に
 は、本人の申請によって保険
 料の納付を免除する制度があ
 ります。
 ただし免除額は所得によっ
 て異なります。

4分の3免除制度
 保険料の4分の3が免除さ
 れ、納めていただく保険料は
 3600円です。免除を承認
 され、一部保険料を納付され
 た場合は、年金を受給するた
 めの受給資格期間に算入され
 ますが、老齢基礎年金の額は
 全額を納めた場合の2分の1
 の額となります。

老齢基礎年金の額は全額を納め
 た場合の3分の1の額となり
 ます。

半額免除制度
 保険料の半額が免除され、
 納めていただく保険料は72
 10円です。免除を承認され、
 一部保険料を納付された場合
 は、年金を受給するための受
 給資格期間に算入されます
 が、老齢基礎年金の額は全額
 を納めた場合の3分の2の額
 となります。

4分の1免除制度
 保険料の4分の1が免除さ
 れ、納めていただく保険料は
 1万810円です。免除を承
 認され、一部保険料を納付さ
 れた場合は、年金を受給する
 ための受給資格期間に算入さ
 れますが、老齢基礎年金の額
 は全額を納めた場合の6分の

5の額となります。

保険料の納付
 4分の3、半額、4分の1
 のいずれの免除でも、承認さ
 れてから2年以内に残りの額
 を納めない場合は、未納期間
 となってしまう。

若年者納付猶予

20歳台の若者本人と配偶者
 の所得が一定以下の場合、
 申請により保険料の納付が猶
 予されます。納付猶予を承認
 された期間は、年金を受給す
 るための受給資格期間に算入
 されますが、老齢基礎年金の
 額に反映されません。
 承認後、10年以内に猶予を
 受けた保険料を納めると年金
 額は減額されません。

申請の手続き

市国保年金課へ「国民年金
 保険料免除・納付猶予申請
 書」を提出してください。申
 請書は、社会保険事務所また
 は市国保年金課にあります。
 持ち物 年金手帳、印鑑
 (認印)
 失業などの場合は、雇用保
 険の「雇用保険受給資格者
 証」または「離職票」の写
 しなどが必要です。

承認期間

7月から翌年6月までが承
 認期間です。7月から免除を
 希望する場合は、8月末まで
 に申請してください。なお、
 6月までに承認を受けている
 人で、引き続き7月から免除
 を希望する場合も、8月末ま
 でに申請してください。

失業したことによる免除

または納付猶予
 失業した場合は「雇用保険
 受給資格者証」や「離職票」
 などの公的機関の証明書の写
 しを添付することにより免除
 や納付猶予が受けられます。

追納について

全額免除や一部納付の期間
 は保険料を全額納付したとき
 に比べ、将来の老齢基礎年金
 の額が少なくなります。そこ
 で、これらの期間は、10年以
 内であれば後から保険料を納
 めること(追納)ができます
 が、承認を受けた翌年度から
 起算して3年目以降に追納す
 ると、当時の保険料に経過期
 間に応じた加算額が上乘せさ
 れます。

問合せ 美濃加茂社会保険
 事務所 ☎ 8181、市国
 保年金課 国民年金係